

議案第78号

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月2日提出

新居浜市長 古川拓哉

新居浜市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

新居浜市税賦課徴収条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

附則第22条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の新居浜市税賦課徴収条例の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

提案理由

個人の市民税の均等割額の税率に係る軽減措置を廃止するため、本案を提出する。